

新規業務の概要

1 趣旨

かんぽ生命は、お客さまへの適切なサービスの提供及びお客さまの利便性向上のため、令和4年4月から、日本郵便株式会社（以下「日本郵便」といいます。）が取り扱っている生命保険（かんぽ生命の商品並びに他の保険会社の法人向け商品及びがん保険）に係る渉外機能を引き継いで業務を行うことを予定しております。併せて、現在他の保険会社からの受託によりご提供している経営者向け定期保険に付加できる特約について、その種類の追加を予定しております。そのため、かんぽ生命が行う他の保険会社の受託販売等の範囲を、以下のとおり変更いたします。

2 受託販売等の範囲

- (1) 他の保険会社（保険業法第3条第4項本文に規定する事業を行う者に限ります。）の業務の代理又は事務の代行
- ① 次に掲げる事務その他生命保険業に伴う事務
 - ア 保険契約の締結及び管理に係る事務
 - イ 保険料等の収納及び保険金等の支払に係る事務
 - ウ 生命保険募集人等に対する教育、管理及び指導に係る事務
 - ② 次に掲げる業務その他生命保険業に伴う業務
 - 保険契約の締結の媒介に係る業務
 - ③ 前①及び②に掲げる業務又は事務に付随する業務又は事務
- (2) 事務の代行については、上記(1)の範囲で、次に掲げるものも行うことができるものとします。
- ① 生命保険募集人等が日本郵便である場合に同社に対する教育・指導等
 - ② 日本郵便が受託販売した契約の保険契約者等からの照会及び申し入れに対する対応

以上